

財団法人 労災サポートセンターについて

財団法人労災サポートセンターの概要

《 沿革 》

平成21年7月1日に、財団法人労災ケアセンターが、財団法人労災年金福祉協会を吸収合併し、法人の名称を財団法人労災サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に変更した。

両法人の合併は、重度被災労働者等の労災年金受給者等に対する相談援助を行っている財団法人労災年金福祉協会と、重度被災労働者のための介護施設の運営等を行っている財団法人労災ケアセンターの両法人の組織及び業務体制を効率化し、これまで両法人が行ってきた各種サービスを基礎に、労災年金受給者やその家族に対する支援を一体的に実施することを目的としたものである。

〔合併時における組織のスリム化〕

- ・非常勤役員▲10人を削減（うちOB役員▲4人）
- ・本部常勤職員▲5人を削減（うちOB職員▲4人）
- ・組織体制の見直し 8部15課2室→4部10課1室

《 人員 》

（平成22年4月1日現在）

- 役員 11人（常勤1人、非常勤10人）
- 職員 484人（常勤438人、非常勤46人）

〔組織〕

- ・本部 30人
- ・労災特別介護施設（8か所） 349人
- ・年金相談所（47か所） 105人

《 予算 》

（平成22年度）

5,764百万円

- 自主事業 598百万円（うち国費 0百万円）
- 労災特別介護援護事業（受託事業） 4,243百万円（うち国費 2,269百万円）
- 労災ケアサポート事業（受託事業） 863百万円（うち国費 854百万円）
- 新規労災年金受給者支援事業（受託事業） 60百万円（うち国費 60百万円）

主 な 事 業

① 自主事業としての各種支援事業

1 福祉用具購入支援

重度被災労働者が福祉用具（電動車いす、介護用ベッド及び床ずれ防止マット）を自ら購入した場合、その購入金額の3分の1（最高15万円まで）を助成。

2 盲導犬の無償貸与

両眼を失明した労災年金受給者に対し、（財）日本盲導犬協会と連携して盲導犬を無償で貸与。

3 労災年金受給者のための団体保険

障害を有することで保険加入が困難である労災年金受給者及びその家族を対象とした団体保険の実施。

【実績】

○福祉用具購入支援の助成件数及び助成額

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件 数	293	814	408
助成額（千円）	13,416	41,724	17,931

○盲導犬の無償貸与件数

平成21年度末現在で6頭を貸与中

○労災年金受給者のための団体保険加入件数

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
加入件数	17,693	15,989	16,005

② 労災特別介護援護事業（受託事業）

不測の労働災害により傷病（補償）年金及び障害（補償）年金を受給する傷病等級または障害等級が第1級～3級の重度被災労働者は、せき髄損傷、けい髄損傷などの労働災害特有の傷病・障害を有し、これによって知覚障害、運動障害、膀胱障害、直腸障害、自律神経障害等を有する者が多いところであり、例えば、せき髄損傷者の床ずれ防止の体位変換、摘便、機械による入浴、痰の吸引等の介護が必要であるが、これらの重度被災労働者のうち、在宅での介護が困難となっている者（原則として60歳以上）に対して、労災特別介護施設において、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを実施する事業。

○労災特別介護施設の設置状況（平成22年4月末現在）

施設名	入居者数
北海道 労災特別介護施設（北海道岩見沢市）	89名
宮城 労災特別介護施設（宮城県富谷町）	94名
千葉 労災特別介護施設（千葉県四街道市）	95名
愛知 労災特別介護施設（愛知県瀬戸市）	91名
大阪 労災特別介護施設（大阪府堺市）	94名
広島 労災特別介護施設（広島県呉市）	88名
愛媛 労災特別介護施設（愛媛県新居浜市）	82名
熊本 労災特別介護施設（熊本県宇土市）	99名
合計	732名

○疾病別入居状況

疾病名	入居者数	割合
けい損・せき損	531名	72.5%
頭部外傷	158名	21.6%
じん肺	19名	2.6%
上・下肢切断	18名	2.5%
その他	6名	0.8%
合計	732名	100.0%

〔注〕

- ・ 施設の入居者は、介護保険が適用除外とされている。（介護保険法施行法第11条第1項及び介護保険法施行規則第170条第2項）
- ・ 施設の入居者からは、労災年金受給額等の収入に応じ、入居費（月額33,000円から最大258,000円）を徴収。
- ・ 施設においては、日帰り介護サービス、短期滞在型介護サービス等も併せて実施。

③ 労災ケアサポート事業（受託事業）

1 重度被災労働者に対する訪問支援

在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者（傷病（補償）年金、障害（補償）年金第1級～3級の受給者）等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援（①医療的ケアの指導（せき髄損傷者の床ずれ防止指導、摘便指導、尿路感染の防止指導、誤嚥防止指導等）、②介護相談、③労災年金関係相談（受給資格、年金額など））を実施する事業。

2 重度被災労働者に対する労災ホームヘルプサービス

在宅で介護等を必要とする重度被災労働者で65歳未満の方に、すでに一般的介護の知識・技能を有し、さらに、養成によって、せき損等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師などの労災ホームヘルパーを派遣して、専門的サービス等の提供やその労災ホームヘルパーの養成をする事業。

（参考）

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
労災年金受給者等に対する訪問支援等の実施状況	件	32,915	39,802	39,682
労災ホームヘルプサービス利用件数	件	20,121	17,301	16,578
労災年金受給者に対する専門的な相談・指導	件	303,722	328,129	336,102

④ 新規労災年金受給者支援事業（受託事業）

1 新規労災年金受給者説明会

新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会の実施。

2 労災年金定期報告書点検等

労働者災害補償保険法施行規則第21条の規定に基づき、労災年金受給者から年2回（6月、10月）提出される労災年金定期報告書の点検等により、労災年金の過誤払い等の防止を行うもの。

（参考）

○新規労災年金受給者説明会開催状況（平成21年度）

開催回数 208回

○労災年金定期報告書点検等（平成21年度）

点検件数 115,465件

当面の改革事項

1 役員・職員の公募

- ① 国家公務員OBが就任している専務理事（常勤）及び監事（非常勤）について、平成23年6月の改選期に公募を実施予定。
- ② 国家公務員OB職員の退職後の採用についても公募を実施予定。

2 組織・人員体制のスリム化

- ① 法人本部（4人削減）（平成23年度中）
 - ・ 管理部門の部の統合による合理化
 - ・ 事務・事業の縮小に伴う人員体制の適正化
- ② 労災年金相談所（平成23年度中）
 - ・ 39相談所を廃止し、業務を8相談所に集約（40人削減）
- ③ 労災特別介護施設（平成23年度中）
 - ・ 事務部門の課の統合による合理化（5人削減）
- ④ 国家公務員OB職員関連（平成23年度中）
 - ・ 上記①～③の見直しによりOB職員54人を削減

委託事業の改革事項

【労災特別介護援護事業における1者応札の解消】

○他の事業主体の参入可能性を高めるため、分割調達を行う。

- ・介護保険制度や障害者支援施策の充実に伴い、民間の事業者の中にも介護に関し専門的なノウハウを有する事業者が多くなってきていることから、せき損等労災特有の障害に関する医学的知識、その障害を持つ者の心理、障害に対する対処方法等について、熟知し、実際に看護・介護の体制を構築でき得る事業者であれば運営することは可能であるので、委託事業の平成23年度からの分割調達について、仕様書の内容を検討中。

【委託事業内容等の見直し】

○新規労災年金受給者支援事業

- ・平成22年度限りで委託事業を廃止し、平成23年度より国による直接実施とする。

○労災特別介護援護事業

- ・8介護施設(ケアプラザ)のうち、4施設について評価を行った第3者評価機関による評価結果並びに当該機関に対するヒアリング結果、さらに他の介護福祉施設との比較等から、ケアプラザにおける看護・介護職員等の適切な配置体制、外部評価の導入、入居率アップへ向けた取組等について、必要な見直しを図ることとする。

○労災ケアサポート事業

- ・各都道府県に設置している労災ケアサポートセンターの設置要件を緩和する。
- ・訪問支援時における労災年金に関する相談業務等を廃止し、平成23年度より国による直接実施とする。